

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.014

処 分 名	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し
処 分 の 概 要	防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物について、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき、消防法令による命令がされたとき、又は特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3第6項
処 分 基 準	◎防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。・消防法令による命令がされたこと。・特例認定の基準に該当しなくなったこと。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第8条の2の3第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。

一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

二 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。

三 第1項第3号に該当しなくなったとき。